

第 80 回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和 4 年 10 月 14 日 (金) 開会 14 時 00 分 閉会 15 時 20 分

場 所 吹田市役所 中層棟 4 階 第 3 委員会室

案 件

1 諮問案件

(1) 軽自動車保有関係手続の電子化に係る個人情報の保護について 【税務部 税制課】

(2) 市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化に係る個人情報の保護について 【税務部 資産税課】

(3) ワンストップ特例におけるオンライン申請に係る個人情報の保護について
【都市魅力部 地域経済振興室】

2 その他

<委員>

出席者：畠田 健治 (会長) 豊永 泰雄 荒木 健児 宮前 正利 塩路 裕子
中西 清美 平山 雄一 廣瀬 恵美子

欠席者：河野 和宏 (副会長) 河口 恵 宮本 修

<実施機関 (説明者)>

(1) 税制課 (主幹) 赤阪 文生 (主査) 井上 博登

(2) 資産税課 (課長) 遠藤 修一 (課長代理) 徳野 真大 (主査) 藤田 扶子
(係員) 中川 卓哉

(3) 地域経済振興室 (参事) 淵上 恭子 (主幹) 前田 明子 (主任) 吉田 淳

<事務局>

市 民 部 (部長) 高田 徳也

市民総務室 (室長) 東田 康司 (参事) 川本 義一 (主幹) 井手本 治夫
(主任) 中島 由美恵

<傍聴者>

なし

1 諮問内容

（１）対象業務

軽自動車税申告手続の電子化

（２）概要

ア 目的

本市が行う軽自動車税の課税事務に必要な新車登録の情報は、現行では、新車を所有することになった者又は販売店等の登録手続を代理する者（以下「申請者」という。）から大阪府軽自動車税協議会に提出された申告書が、同協議会から本市に回付され、基幹税システムに登録されます。

このたび、同協議会を窓口とする、書面による申請・申告手続に加え、地方税共同機構により、オンラインによる手続きを可能とする軽自動車保有関係手続ワンストップサービスシステム（以下「軽 OSS」という。）が令和 5 年 1 月から全国一斉に導入されることとなり、本市も同システムにオンラインでつながることになります。これにより、申請者が軽 OSS により登録した申請・申告データを、本市も同システムにアクセスすることで、当該データを取得することができるようになるものです。

イ 効果

（ア）申請者の利便性向上

本市が軽 OSS とつながることによる効果ではありませんが、新車登録の手続きに軽 OSS が導入されることにより、従来の大阪府軽自動車税協議会での対面手続きと、オンラインによる手続きを申請者（市民）が選択できることとなり、利便性の向上に寄与します。

（イ）行政事務の効率化

従来の書面による申告書の郵送での受取りから、オンラインでの受取りとなることにより、郵便事故の防止につながります。

また、書面ではなく、データで受取ることにより、従来行っていた、基幹税システムへの入力作業が省かれ、入力誤りの防止を図ることができます。

（３）諮問理由

軽 OSS の全国一斉導入及びそれに伴う本市との結合は、申請者の利便性向上及び行政事務の効率化を図るためのものであり、かつ LGWAN を利用することでセキュリティ面も担保されており、公益上特に必要があると認められ、同条例第 13 条第 1 項第 2 号及び第 2 項に該当するため。

2 議事要旨

委員： 軽O S S上のデータのダウンロードについては、マイナンバー利用事務接続系である住民情報系ネットワーク（S J環境）に接続の端末から軽O S Sにアクセスし、軽O S S上の吹田市向け新車登録に係わる申請・申告データをS J環境内の共有フォルダ（税制課）にダウンロードするという理解で良いですか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： S J環境内の共有フォルダについて、使用方法などを含む使用にあたってのルールについて、説明をお願いします。

実施機関： まず、S J環境にアクセスするには、通常の事務処理用ネットワークとは別に、本市情報政策室でIDを発行してもらう必要があります。今回データを保存する税制課の共有フォルダについては、さらに税制課に所属する職員以外はアクセスすることができません。

委員： ダウンロードしたデータを取込処理後5年間保存するので、共有フォルダ（税制課）のダウンロードデータもデータバックアップの対象データになることで良いですか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： 税制課の当該業務担当者が、取込処理後5年間経過した共有フォルダ（税制課）のダウンロードデータを削除することで良いですか。

実施機関： お見込みのとおりです。税制課の軽自動車税担当職員が2名で確認を行いながら削除を行います。

委員： S J環境の共有フォルダについて、データ容量制限はあるのか。

実施機関： 各室課ごとに容量制限は存在し、管理は情報政策室が行っています。必要に応じて、情報政策室へ容量の拡張を依頼しています。

委員： S J環境で使用するファイルやデータは、S J環境の共有フォルダにすべて保存することができるのか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： S J環境にアクセスするIDの管理はどのように行っているのか。

実施機関： 年1回人事異動等に伴う、IDの棚卸しを行っております。

委員： ダウンロードデータ削除の確認はどのように行うのか。

実施機関： 担当者がデータを削除し、担当主査が削除その確認を行います。

委員： 吹田市で登録している軽自動車は何台ですか。

実施機関： 令和4年4月時点の軽四輪登録台数は約2万4千台です。

委員： 従来の新車登録の入力作業は何名の職員で行っているのか。作業時間は月当たりどのくらいかかるのか。

実施機関： 年間で約1,700件程度の新車登録を行っており、6名が輪番で行っています。作業時間は、入力とチェックを合わせて月8時間程度行っています。

委員：吹田市の軽四輪の課税額はいくらか。

実施機関：調定額は約2億円です。収入率は97%です。

委員：郵便事故が発生したことはあるのか。

実施機関：事故の発生はほとんどありません。

事務の効率化として、誤入力防止とともに郵便事故の防止を提示したものです。

委員：軽OSSへの接続は義務付けられているのか。

実施機関：明確な法律上の義務付けはありません。しかし、申請者が電子的な届出ができるようになるという法律になっており、市が対応しないと届出の受付を行うことができません。管理団体である地方税共同機構からは、義務付けられているに等しいため必ず行うようにと通知されています。

会長：従来のおり、紙で申請する人もいるのか。

実施機関：お見込みのおりです。今後、申請者は選択肢の一つとしてオンラインによる申請が可能になります。

3 委員間協議

全員一致で同意する。

諮問案件（2）市町村長と登記所との間における地方税法に基づく通知のオンライン化に係る
個人情報の保護について 【税務部 資産税課】

1 諮問内容

（1）対象業務

固定資産税及び都市計画税の賦課に関する業務

（2）概要

ア 目的

地方税法第382条および第422条の3では市町村と登記所（以下「法務局」とします。）の間において、不動産登記情報と固定資産の評価額に関する情報（以下「評価額通知」とします。）について双方で通知を行うことが定められています。現在は、職員が直接法務局に行き、パスワード保護のかかるUSBメモリで通知を授受していますが、行政機関間における情報連携の効率化やより厳重な情報セキュリティの確保の観点から、令和2年1月の法務省の登記情報システムの更改に合わせて、オンラインでの受け渡しが可能になるとの通知があったことを踏まえ、本市でもオンラインによる受け渡しを開始するものです。

イ 効果

オンライン化を図ることで、行政機関間での情報連携の効率化、及び情報セキュリティをより厳重に確保することができます。また、現在は職員が直接法務局に行き、通知を授受していますが、その時間と工数を削減することができます。

(3) 諮問理由

本業務に関して、オンライン化を行うことで「3 業務の概要」の「2 効果」による効果が見込まれます。また、外部と隔離した環境で作業や通信を行うため、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められます。本件オンライン化は、実施機関以外のものと通信回線による電子計算機の結合にあたるため、条例第 13 条第 1 項第 2 号及び第 2 項に該当するため、諮問するものです。

2 議事要旨

委員： 共有フォルダ（資産税課）にダウンロードしたデータは、登記異動システムへの取り込みの都度、削除しますか。取り込みの都度、削除しない場合は、保有期間、廃棄時期や廃棄方法について、説明をお願いいたします。

実施機関： 固定資産税の税額更正につきましては、地方税法の規定により、最大 5 年度分遡って行うこととなります。そのため、ダウンロードした不動産登記情報は、固定資産税の賦課決定に係る調査及び評価の基となる情報であるため、保有期間を 5 年としております。保有期間経過後は、法定納期限（毎年 5 月 31 日。期限日が土・日と重なる場合は、その翌営業日。）の翌日に年度単位でデータ廃棄を行います。

廃棄方法については業務担当者が、対象データの格納フォルダより手動により削除を行い、削除されているかどうかの確認については、削除担当者以外の職員の目視により行います。

アップロードした評価額通知につきましても、不動産登記情報と同じ考え方により、5 年保有後に、同手法により廃棄を行います。

委員： 税務システムより、評価額通知を出力し、共有フォルダへ格納しますとのことですが、プログラムで行いますか、又は、業務担当者が行いますか。

実施機関： 評価額通知は税務システムよりプログラムで共有フォルダのあらかじめ定められた場所へ格納されます。

委員： 情報連携基盤の web サーバにアップロードされた不動産登記情報及び評価額通知は、ダウンロードの都度、削除されますか、又は、情報連携基盤の web サーバ上に一定期間保存されますか。

実施機関： 情報連携基盤は法務省において管理・運営されているため、データの削除の仕様に関しては、不動産登記情報及び評価額通知のいずれも、作成日（アップロードされた日）を起算日として 30 日以降に自動的に削除されると法務局に確認して

おります。

委員： 情報連携基盤は外部接続できないという認識でよいか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： 現状どれくらいの頻度で法務局へ行っているのか。

実施機関： 法務局から吹田市への不動産登記情報は月1回受領しています。吹田市から法務局への評価額通知は年4回行っています。

委員： USBはどのように使用しているのか。

実施機関： 不動産登記情報は、法務局の端末から吹田市が持ち込んだUSBにデータを保存し、吹田市に渡されます。評価額通知は、吹田市のUSBにあらかじめデータを保存し、法務局に持ち込みます。

委員： データ件数は何件になるのか。

実施機関： 不動産登記情報は、令和2年度の実績では、年間17,976件のデータを受領しました。

評価額通知は、吹田市に所在するすべての土地と家屋の評価額についてのデータになりますので、令和3年度の実績では、土地84,980筆、家屋55,498棟となります。

委員： 吹田市はどこに法務局にデータを持ち込むのか。

実施機関： 茨木市にある大阪法務局北大阪支局が、吹田市を管轄している法務局です。

委員： 法務局へ向かう交通手段、時間及び職員数は。

実施機関： 交通手段は電車又は車を利用し、30分～1時間程度かかります。職員は1～2名体制です。

委員： 今回のオンライン結合を行うと、法務局へ行く作業はなくなるということか。

実施機関： お見込みのとおり、原則なくなります。

会長： 吹田市から法務局へ提供する情報は、なぜ年に4回なのか。固定資産評価の情報であれば年1回で済むのではないか。

実施機関： 固定資産税は毎年3月末日までに台帳登録を行うので、登録後の年1回通知すれば事足りると思われませんが、その後何らかの事情で評価額等が変更になる場合があるため、その変更も通知するために法務局と調整を行い、年4回通知を行うことになりました。

委員： 今回のオンライン結合は、政府共通ネットワークが構築されたため行うことになったのか。

実施機関： 政府共通ネットワークは従前より運用されていたものです。

今回は法務省によって、情報連携基盤の整備が整ったため行うことになりました。

委員： 情報連携基盤の管理は法務省が行っているのか。

実施機関： お見込みのとおりです。

3 委員間協議

全員一致で同意する。

諮問案件（3）ワンストップ特例におけるオンライン申請に係る個人情報の保護について

【都市魅力部 地域経済振興室】

1 諮問内容

（1）対象業務

ワンストップ特例におけるオンライン申請受付業務

（2）概要

ア 目的

寄附者から市へ提出するワンストップ特例申請について、従来、紙ベースであった申請方法に加え、公的個人認証サービスを利用した完全オンラインによる申請方法を導入し、寄附者の利便性向上及び市の業務効率化を図るものです。

なお、寄附者からポータルサイトを經由した寄附金を受け付け、寄附情報等を取り扱う業務については、令和2年4月13日の第62回吹田市個人情報保護審議会において諮問し、同意を頂いています。

イ 効果

（ア）寄附者の利便性向上

寄附者にとっては、従来、必要であった申請書類（封筒、申請書、マイナンバーカードの両面コピー等）の準備、投函等の手間が省略され、利便性の向上となります。

（イ）業務の効率化

本市においては、従来、必要であった紙の申請書の内容確認作業が省略され、またオンライン申請に伴い、郵便代の削減等が図れます。

加えて、提出された申請書類やマイナンバーカードの写し等、書類の削減による保管スペースの問題解消にもつながります。これらは、業務プロセスの改善の観点から、大変効果的です。

（3）諮問理由

新たに電子計算機処理を行うこと及び電子計算機の結合を行うことから、吹田市個人情報保護条例第12条第1項及び第13条第1項により、審議会の意見を聴かなければならないため。

2 議事要旨

委員： マイナンバー利用事務接続系の住民情報系ネットワーク（S J 環境）の共有フォルダ（地域経済振興室）にダウンロードしたデータを 7 年間保存するので、共有フォルダ（地域経済振興室）のダウンロードデータもデータバックアップの対象データになることで良いですか。

実施機関： 御指摘のとおり、住民情報系ネットワーク（S J 環境）の共有フォルダ（地域経済振興室）で保存され、全室課で共通して行うデータバックアップの対象データとなります。

委員： 本人照合が有効となったときに保管用 DB にデータが保存されますが、一連の流れが終わった後、このデータはどのような取り扱い（保存期間や破棄など）になるでしょうか。

ユーザからの申請になるため、例えば申請後に処理が完了しているかをユーザが確認するとか、重複申請を避けるとか、といったことのために、この保管用 DB にデータが残り続けることも考えられたので、ファイルの取り扱いを教えていただけたらと思います。

また、市のパソコン端末（住民情報系ネットワークフォルダ）にもデータがダウンロードされていると思います。こちらも、一連の処理後のデータの取り扱いについて教えていただけたらと思います。

実施機関： 保管用 DB のデータは、規約により 5 年を経過した時点で、事業者が削除することとなっています。

市のパソコン端末（住民情報系ネットワークフォルダ）のデータは、諮問添付資料の 4（1）ウに記載のとおり、地方税法上の保存期間の 7 年を経過後に、複数人体制でデータを削除します。

また、eLTAX で他自治体に送るデータは、市のパソコン端末から USB に入れて eLTAX 端末に運びますが、eLTAX の端末に取り込んだ後は、USB 内のデータはすぐに削除します。

なお、申請者が申請状況の確認をする場合、寄附情報システムに申請状況が反映されているため、そちらで確認する仕組みとなっています。

委員： 情報セキュリティ対策において、寄附者データ受取ツールからダウンロードしたデータを 7 年保存後、破棄するときには複数人体制で確認表を用いて行うのか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： 情報セキュリティ対策におけるルールはどのように担当職員に周知するのか。

実施機関： 実務においては、セキュリティ実施手順書や工程表を利用し、人事異動があったときや月 1 回の担当定例会議でも情報を共有しています。また、特定個人情報を取り扱うため、年 1 回の内部研修の実施や、その他外部研修を受講しております。

委員： 工程一つ一つに踏み込んだ注意ポイントがわかるものがあればいいと思います。

実施機関： 大きな流れについては、セキュリティ実施手順書に記載し、工程ごとの注意事項等については、確認表を活用していきたいと思います。

会長： 申請は年間何件あるのか。

実施機関： 令和3年度の実績は、約1万3千件です。

3 委員間協議

全員一致で同意する。